

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて
国の持続化給付金を受給した事業者の皆様へ

「佐野市事業継続支援金」 を上乗せして支給します

佐野市では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けている市内事業者の経営安定と事業継続を支援するため、国が実施する「持続化給付金」に上乗せする形で、事業者の皆さまに定額の支援金を支給する「佐野市事業継続支援金」を次のとおり創設しました。

【支援内容】

1 名称	佐野市新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援金
2 支給金額	下記の区分に応じ、事業者単位で支援金を支給します。 ○ 個人事業者 上限額10万円 ○ 法人事業者 上限額20万円
3 対象事業者	国が実施する「持続化給付金」の対象者で次に該当する事業者です。 ○ 佐野市内に事業所等を有する個人事業者 ○ 佐野市内に主たる事業所等を置く法人 ※商業登記簿等で支店登記等があることを確認させていただきます。 【参考：国の持続化給付金受給要件】 ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。 ② 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。 ③ 法人の場合は、資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。
5 支給要件	① 国が給付する持続化給付金の「給付通知」を受けた事業者であること。 ② 全ての市税に滞納がないこと。
6 申請期限等	持続化給付金の「給付通知」を受けた日から6月以内

※詳細な条件・内容等は、下記の佐野市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.sano.lg.jp/jyuyonaoshirase/14220.html#jigyoun>

【お問合せ】 佐野市産業文化部（産業立市推進課） TEL：0283-20-3040